

平成 20 年 9 月 5 日
福祉部高齢社会対策課

敬老館の現状と課題
～他の高齢者施設との関連等について～

1 他の高齢者施設との関連について

(1) 現 状

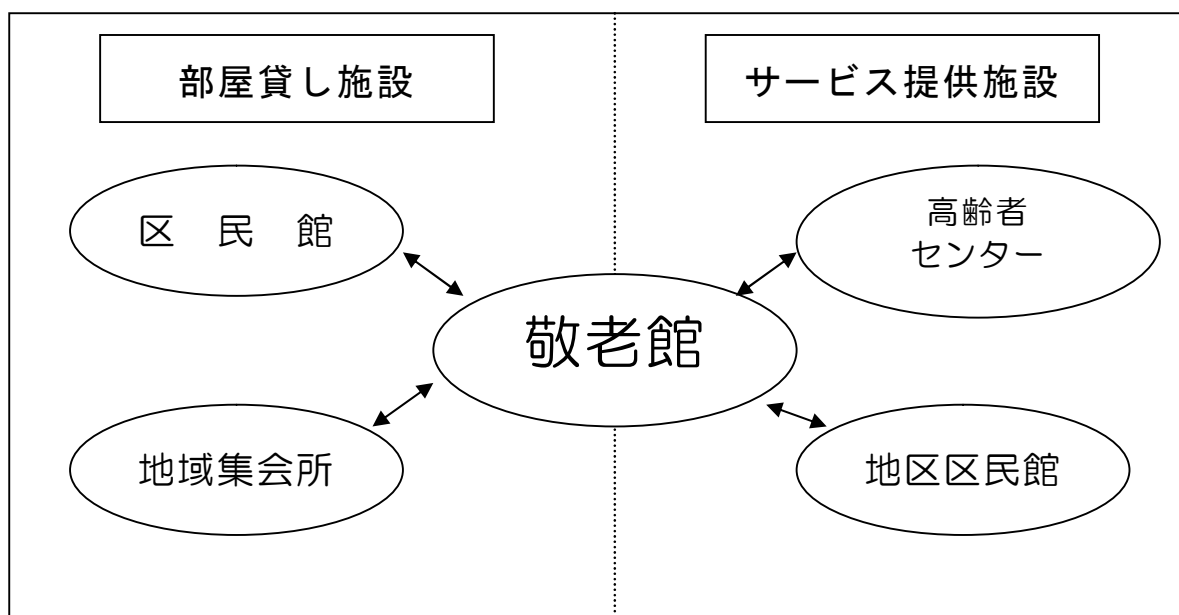
- 高齢者センターは、高齢者の健康、教養および福祉の向上を図ることを目的とする施設であり、敬老館とほぼ同様の目的を持った施設である。
- 地区区民館・厚生文化会館には敬老室があり、地域のコミュニティ施設としての役割と機能を担っている。

(2) 課 題

- 敬老館と他の高齢者施設との連携や役割を整理し、地域の高齢者施設として、より有効に活用することが必要である。
- 敬老館・高齢者センター・地区区民館・厚生文化会館は、それぞれ 60 歳以上の方を利用対象としているが、各施設が相互に利用できるような利用登録方法や登録証とする必要がある。

(3) 論 点

- 他の高齢者施設との連携を図るためには、具体的には何が必要か。
- 他の高齢者施設との役割分担は必要か。



2 今後の方向性について

(1) 現 状

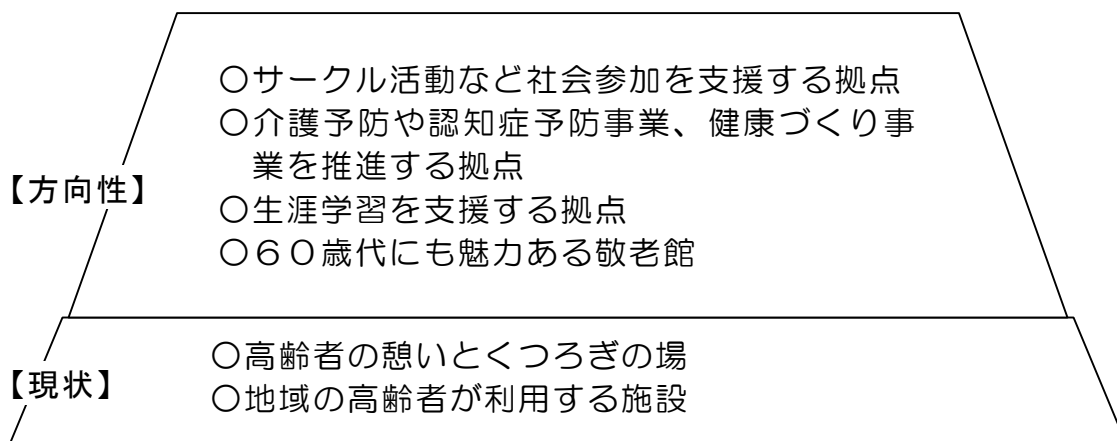
- 昭和 45 年に最初の敬老館を設置してから約 40 年が経過している。この間、区の総人口に占める 60 歳以上の割合は、7% (約 35,000 人) から 24% (約 17 万人) となり、3 倍以上となっている。
- 昨年からの団塊世代の大量退職による地域への還流が始まり、国の高齢社会白書では、これからの高齢者を「前例のない高齢社会の到来にあたり、戦後生まれの団塊世代に代表されるこれからの高齢者は、高齢社会を支える貴重なマンパワー」と位置付けている。
- 高齢者の約 8 割が元気な高齢者と推計されている。このような地域の高齢者が利用する敬老館について、練馬区新長期計画 (平成 18~22 年度) では「高齢者の多様な社会参加を支援する施設」、練馬区高齢者保健福祉計画 (平成 18~20 年度) では「介護予防事業を推進する施設」と敬老館の今後の方向性を示している。

(2) 課 題

- 敬老館は、地域の高齢者の憩いとくつろぎの場という役割に加え、社会参加支援や介護予防の拠点など、新しいサービスを具体的に推進する必要がある。

(3) 論 点

- 敬老館は、今後も地域の高齢者が利用する施設とするか。
- 敬老館に、今後も高齢者の憩いとくつろぎの場は必要か。
- 敬老館に、高齢者のサークル活動など社会参加を支援する拠点としての役割は必要か。
- 敬老館に、高齢者の介護予防や認知症予防事業、また健康づくり事業を推進する拠点としての役割は必要か。
- 敬老館に、高齢者の生涯学習を支援する拠点としての役割は必要か。
- 団塊世代をはじめ 60 歳代にも魅力ある敬老館にするためには、具体的には何が必要か。



3 敬老館の運営体制・職員配置について

(1) 現 状

- 区では、「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、敬老館の委託化を順次行ってきている。
- 現在、敬老館の運営形態は、11館中、区直営7館、委託（業務委託3館・指定管理者1館）4館という状況にある。
- 区直営館には、1館あたり、館長、用務職員1名、再任用・再雇用職員（2～3名）が配置されている。
- 業務委託および指定管理者の敬老館には、専任の館長を配置しているが、区直営館には専任の館長は配置せず、併設施設の長（児童館長）が敬老館長を兼務している。

(2) 課 題

- 区では、用務職員の新規採用を停止し、退職補充を行わないため、敬老館職員の確保は困難になると見込まれている。
- 敬老館のあり方にふさわしい運営体制および職員体制とする必要がある。

(3) 論 点

- 敬老館職員には、地域の人材等の活用などコーディネーターとしての役割は必要か。
- 敬老館職員には、高齢者ケアの知識や技術を有する専門職員が必要か。
- 敬老館職員には、高齢者のレクリエーションに精通した職員が必要か。
- 敬老館には、専任の館長が必要か。

専門性を有する職員

コーディネーター

高齢者ケア

レクリエーション
ワーカー

専任館長